

議 案 第 72 号

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

出産育児一時金の支給額の内訳を変更するため、本条例を制定するものである。

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

摂津市国民健康保険条例（昭和44年摂津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改め、同項ただし書中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、改正後の摂津市国民健康保険条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。